

議案第14号

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立公民館管理運営規則及び富田林市立 図書館管理運営規則の一部を改正する規則

(富田林市立公民館管理運営規則の一部改正)

第1条 富田林市立公民館管理運営規則(昭和49年富田林市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「動物」の次に「(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ゲージ等に適正に保管した動物は除く。)」を加え、「携帯又は携行する」を「持ち込む」に改める。

(富田林市立図書館管理運営規則の一部改正)

第2条 富田林市立図書館管理運営規則(昭和51年富田林市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「動物」の次に「(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ゲージ等に適正に保管した動物は除く。)」を加え、「携帯する」を「持ち込む」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市立公民館管理運営規則（昭和49年富田林市教育委員会規則第1号）新旧対照表 第1条

富田林市立図書館管理運営規則（昭和51年富田林市教育委員会規則第15号）新旧対照表 第2条

現行	改正後（案）
（入館の制限） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、入館を断わり、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害をおよぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物	（入館の制限） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、入館を断わり、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害をおよぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び収容ゲージ等に適正に保管した動物は除く。）の類を持ち込む者
の類を携帯する者	（2） （略）